

第24期第21回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年3月7日(月曜日) 13:30～14:20

(2) 会議の場所 旧消防庁舎4階 コミュニティ防災センター

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	池田辰夫
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第12番	小野春雄
推進委員	第7番	高橋眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 人・農地プランについて



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。もつとこの時期になると暖かくなるのかと思いますけど、まだ山には雪がかかっていますし、昨日は暖かかったのに今日は寒いということで非常に体調管理も気を付けないと風邪をひくのではないかと思います。そういった中で、年度末に入ってきて何かと慌ただしい中ではございますが、農業委員会活動等々に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。それでは、ただいまから第21回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「人・農地プランについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において曾我部英敏委員と伊藤繁次郎委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひい

たします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田4筆、合計面積1,520㎡でございます。2ページをお開きください。

3番の(1-1)さんの1件ございまして、期間につきましては、3年1か月、利用権の種類は、賃貸借権で、新規設定となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、

一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号1番、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定並びに議案第3号8番及び9番所有権移転の全3件につきまして、説明をいたします。

まず、議案第2号1番、使用貸借権設定についてでございます。4ページをお開きください。

萩生字岸ノ下、畑1筆、面積598平方メートル、次に、議案第3号8番及び9番、所有権移転についてでございます。6ページをお開きください。

8番、高津町、田1筆、面積1,044平方メートル、9番、萩生字岸ノ下、畑2筆、面積1,618平方メートル、全てを合計いたしますと3,260平方メートルでございます。

譲受人は、(2-1)さんで、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得及び借り受ける目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、耕作又は管理された農地で、境界についても問題がないことから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、議案第2号1番及び議案第3号9番は竹林義孝委員から、議案第3号8番は安藤育雄委員から、報告をいただきます。まず、竹林委員をお願いします。

竹林委員

それでは、説明をいたします。2月20日に現地を調査いたしました。1286番1、1286番2につきましては道路、コンクリート水路等これは整備されておりました。境界もはっきりしておりました。その内、4畝ほど柑橘を植え付けておりました、手入れもされておりました。残り

は休耕地ではありましたが、管理はできておりまして耕起をすればいつでも作付け可能の農地でありました。1294番24につきましては、これは母親名義の土地を使用貸借権を設定するのであり、3筆ともに作付けは柑橘、栗、ハナシバ等を作付けする予定とのことをございました。この申請地は家の周辺にありまして調和要件等特に問題がないことから許可しても支障ないと思います。御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

次に安藤委員お願いします。

安藤委員

2月22日に受人と立会しました。この土地は去年は里芋、その前は水田、毎年、元の持ち主が耕作をしていましたが、高齢なので受人に譲るそうです。境界等、周囲は全てコンクリートで、地域との調和も問題ないのと思われまますので許可をしても支障ないと思います。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号1番と議案第3号8番及び9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

8ページをお開きください。

3番、政枝町二丁目、畑1筆、申請人は(4-1)さん。内容は自己住宅157.03平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。9ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は21件です。

10ページをお開きください。

36番、喜光地町一丁目、畑1筆、譲受人は(5-1)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

37番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-2)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地244.21平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

38番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-3)さん外1名。内容は自己住宅111.12平方メートル、農地区分はそ

の他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

39番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-4)さん。内容は自己住宅89.84平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

40番、西泉町、田1筆、譲受人は(5-5)さん。内容は宅地分譲3区画、一体利用地として、宅地499.23平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

41番、高田二丁目、田1筆、譲受人は(5-6)さん。内容は自己住宅125.87平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

42番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は(5-7)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地282.26平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

43番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は(5-8)さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

44番、中西町、畑1筆、譲受人は(5-9)さん。内容は特定建築条件付宅地分譲2区画、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

45番、上原一丁目、畑2筆、譲受人は(5-10)さん。内容は賃貸共同住宅2棟391.70平方メートル、一体利用地として、雑種地103.00平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区

分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

46番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は(5-11)さん。内容は自己住宅80.32平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

47番、上原四丁目、畑2筆、譲受人は(5-12)さん。内容は事務所1棟37.26平方メートル及び駐輪場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

48番、観音原町、畑3筆、譲受人は(5-13)さん。内容は露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

49番、高田一丁目、田3筆、譲受人は(5-14)さん。内容は建売住宅9戸487.70平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

50番、船木字高祖、田1筆、譲受人は(5-15)さん。内容は倉庫兼作業場1棟347.40平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

51番、船木字高祖、田1筆、譲受人は(5-16)さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

52番、角野新田町一丁目、畑1筆、譲受人は(5-17)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

53番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は(5-18)さん。

内容は建売住宅3戸260.81平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

54番、土橋二丁目、田1筆、譲受人は(5-19)さん。内容は倉庫1棟1,627.12平方メートル、一体利用地として、宅地2,325.97平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

55番、郷三丁目、畑3筆、譲受人は(5-20)さん。内容は介護福祉施設1棟702.50平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

56番、郷三丁目、田1筆、譲受人は(5-21)さん。内容は介護福祉施設2棟944.47平方メートル、一体利用地として、雑種地1,091.00平方メートルがあり、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、36番から56番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、36番から56番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

17ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「人・農地プランについて」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課 石川 副課長です。それでは、よろしく申し上げます。

農林水産課

石川副課長

農林水産課の石川です。よろしく申し上げます。人・農地プランの実質化に向けた話し合いの結果の報告についてということで、昨年度は神郷地区、船木地区に始まり、今年度はコロナが流行っている中、農業委員さん、推進委員さんには会に出席していただきありがとうございました。その会合には、地域の担い手である認定農家さんと、

J A職員、農業委員会事務局職員、農林水産課職員が集まり、各地域でこういう土地を借りてほしい、こういうところに問題がある、こういうところが耕作放棄地になるというような話し合いを地図に基づいてしていききました。今お配りしている各地区の人・農地プランを、細かく説明していく時間が都合上ないので、新居浜市においてはほぼ全域に同じような悩み等がありましたので、それについての話し合いについて説明させていただきます。

全体地区において担い手不足がいられています。しかし、新居浜市は、3反前後の農地を所有する兼業、自給的農家が多く、そういう方も地域で農地作付け活用になっていると思っており、今後もこの傾向は続いていくのではないかと考えております。

また、新居浜市ほぼ全域で鳥獣被害も続いており、近年は、市の補助政策であるワイヤーメッシュ、電気柵等の事業もあり、猟友会で1年を通じて罟等で捕獲、駆除を行っていること、管理についても、餌付けとなる野菜くずや果樹等を放置しない等ができていく結果、その都度、被害が解消している所もあります。今後も続けていく必要があると思います。

山間部の鳥獣被害のある場所や接道がない等の条件が悪い農地では、作り手はいないが、1反前後以上の作付けできる農地では、借り手があるので、地元近隣耕作者や認定農家等に情報提供をすれば耕作放棄地や保全管理にならず、作付けが継続するものと思われれます。以上簡単に説明はしてきたのですが、やはり、農家さんがリタイヤする、できなくなったという情報を現在も農業委員さん、推進委員さん中心に行っていただいている稲作農家とか、里芋農家含め、あともう少し野菜を作りたいという近隣の方、また担い手さんに引き継いでいければ、新居浜の土地柄である人・農地プラン実質化といいますか、誰があそこの土地を作付けするかという相談になる前に、作付けが実行され

れば耕作放棄地も増えていかないのかなと、去年、今年と会に出席して思いました。各地区の詳細は、また、御覧ください。簡単であります以上でございます。

藤田会長

ありがとうございました。

何か御質問等はございませんか。今の説明の中でありましたように、貸し手があっても担い手が少ない、それと一番は生産物でそれがお金に、労働の対価に合わないというのが一番あるのではないかと思うのですが、それを、隣の人が消費者であるという新居浜の地域性という特色も捉えたいろいろな進め方、経営の仕方というのをまたこれから考えられるのではないかなと、それともう一点は、有害獣の被害が結構あるので、防御のための市の方からの補助金と、駆除策をとってくれると多少なりとも防御できると、それと防御自体も集落をあげて取り組むというのが重要だと思いますけど、皆様も地域の中で地域、地域の特色もございますので、そういった中で人・農地プランということ、それは日本をひっくり回しているいろいろな言われるのですが、非常に新居浜辺りは特異な地域でございますので、新居浜独自のやり方というのを今の説明の中にもありましたけど、そういうことも含めてとにかくいろいろなことで何か御意見、御質問はありませんか。

農林水産課

石川副課長

あと、補足なのですが今回の人・農地プランで認定農家さんから声が出たことで紹介したいのは農業委員さん、推進委員さん、改良区の役員さん、担いの方も来て、認定農家さんが水問題等がある時に困る、所有者の知らない土地、隣の校区を借りたいのだけれども誰に言ったらいのか分からないという声があった時に、このような場を設けて何人かと面識ができれば、いろいろな交流ができれば、前の認定農業者さんもおられましたので、貸したいという情報をホームページや窓口に来られる方もいるのですが、人と人が話し合いをして現地に案内ができたり、貸し借り

がスムーズになるのだなと改めて思いましたので、これからは認定農家さんから声が掛かれば各地区の農業委員さん、推進委員さんにも間に入ってもらうことも増えるかと思いましたが、その時はまた、よろしくお願いします。

藤田会長

皆様には普段から色んな事を考えたりされていると思います。今日、この人・農地プランの各地区で話し合いをしたり、他の地域も出ております。そういった中で我々の地域はこうしていこうとか、こうしたいとか、地域の方と一緒にあってとにかく我々農業委員としてはそういったことの実質化に向けて実行をしていかななくてはいけないというようなことも、農業委員、推進委員の仕事の一つでございますので、そういった中で少しからでも取り組んでいただけたらと思います。今ここで意見とかを出してくださいといっても難しいと思いますが、これからの我々の毎月の会の中でも、また御意見があれば出していただきたいと思います。人・農地プランについての結果報告については終わりにしたいと思います。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第21回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、農林水産課 石川 副課長に御出席いただき、ありがとうございました。

御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員